(2)　高年齢者の作業を容易にするために必要な機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善による既存の職場又は職務における高年齢者の就労の機会の拡大

(3)　高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入

(4)　労働協約又は就業規則による定年の引上げ、定年の定めの廃止又は被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）であつて定年後も引き続いて雇用されることを希望する者を定年後も引き続いて雇用する制度（次号イにおいて「継続雇用制度」という。）の導入

ハ　環境整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定に違反していないこと。

ニ　支給申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者が一人以上いること。

二　次に掲げる費用（人件費を除く。）の額の合計額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）に相当する額（支給申請を行つた日の前日において当該事業主に一年以上継続して雇用されている者（前号ロ(1)の措置の対象となる労働者にあつては、支給申請を行つた日の前日において当該事業主に雇用されている者）であつて、六十歳以上の被保険者（環境整備計画に基づく措置の対象となる者に限る。）の数に二十万円を乗じて得た額又は一千万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

イ　前号ロの措置の実施に要した費用の額（七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は六十五歳以上までの定年の引上げ及び七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施に要した費用の額にあつては、百万円）の合計額

ロ　その雇用する高年齢者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用の額

ハ　事業所の改修工事、事業所に係る賃借料その他の事業所の運営に要した費用の額

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、高年齢者の安定した雇用の確保のために要した費用の額であつて必要と認められるもの

第百四条第二項を削る。

第百十条第三項中「短時間労働者」の下に「（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の三第五項及び附則第十七条の四の四を除き、以下同じ。）」を加える。

第百十五条第一号中「（第百三十九条第一項に規定するポジティブ・アクション能力アップ助成金を除く。次条、第百二十条及び第百二十条の二において同じ。）」を削る。

第百十六条第五項を削り、同条第六項中「第四項第一号ハ」を「前項第一号ハ」に改め、同項を同条第五項とする。

第百十八条の三第四項中「から第八号までのいずれか」を削り、「第九号」を「第二号」に改め、同項第一号から第七号までを削り、同項第八号イ中「求職者」の下に「（職場適応訓練受講求職者を除く。）」を、「職業紹介事業者」の下に「（精神障害者等雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　前号ロの配置に係る職場支援員に対する賃金額（その額が一月につき、当該職場支援員の配置に係る対象労働者の数（三人を限度とする。以下この号において同じ。）に三万円（中小企業事業主にあつては、四万円。以下この号において同じ。）を乗じて得た額を超えるときは、対象労働者の数に三万円を乗じて得た額）

第百十八条の三第四項第九号を削り、同項第十号中「第八号イ」を「第一号イ」に、「前号チ」を「前号」に、「同号チ」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百四条第一項」を「第百四条」に、「第百十六条第二項から第四項まで」を「第百十六条第二項から第五項まで」に改める。

第百三十八条第三号を次のように改める。

三　削除

第百三十九条を次のように改める。

第百三十九条　削除

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「、第百三十三条第一項及び第百三十九条第二項」を「及び第百三十三条第一項」に、「、キャリアアップ助成金及び両立支援等助成金」を「及びキャリアアップ助成金」に改める。

第百四十四条の二第二項中「、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び第八号イ並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下この条において「旧雇保則」という。）第百四条第一項第一号ロ(1)の雇入れを行つた事業主に対する高年齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第一号から第七号までの規定により精神障害者等雇用安定奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項第一号イに規定する目標値を公表した事業主に対する同条第一項のポジティブ・アクション能力アップ助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の三の次に次の一条を加える。

（平成二十七年四月一日以後の重度障害者等通勤対策助成金等の支給に関する措置）

第三条の四　第二十条の三の重度障害者等通勤対策助成金（第二十条の四第一項第一号イ（住宅の賃借に係るものを除く。）又は同項第二号イに係るものに限る。以下この項において同じ。）については、平成二十七年四月一日以後に同項第一号イの規定により重度障害者等通勤対策助成金の支給を受けることができることとなつた事業主又は同項第二号イの規定により重度障害者等通勤対策助成金の支給を受けることができることとなつた事業主の団体に対しては、当分の間、機構において支給しない。

2　第二十二条の二の障害者能力開発助成金は、平成二十七年四月一日以後に第二十二条の三第一項の規定により障害者能力開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主等に対しては、当分の間、機構において支給しない。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。